

# 江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画《集約版》

## 1 計画の概要

- (1) 高齢者福祉計画とは（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8）  
65歳以上の全ての高齢者を対象とした、生きがいづくりや日常生活の支援など、保健・福祉事業の取組に関する計画です。
- (2) 介護保険事業計画とは（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条）  
要介護認定者等が可能な限り、住み慣れた家庭や地域において、介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要なサービスに関する今後3年間の整備目標等を取りまとめる計画です。

「江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」（本市においては「高齢者福祉計画」と）と、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定するものです。

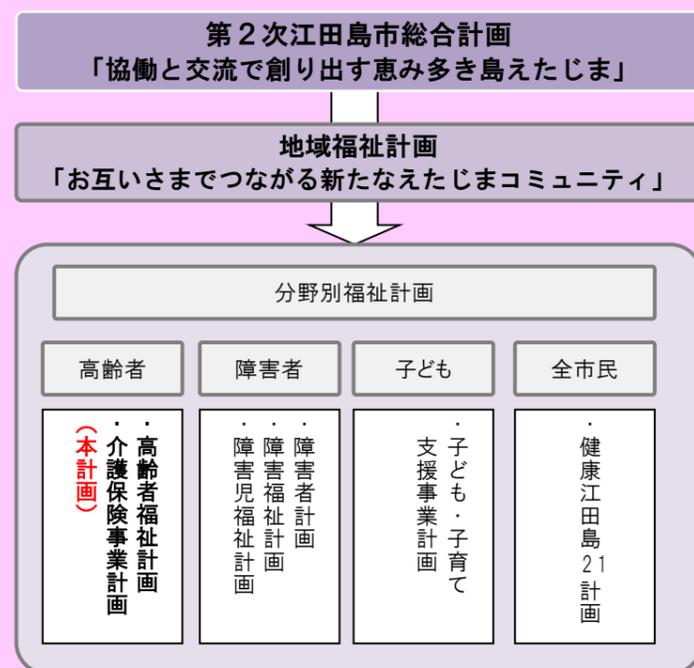
## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「第2次江田島市総合計画」、また「地域福祉計画」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えつつ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。平成32（2020）年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成33（2021）年度からの次期計画につなげます。



## 3 現状から見た本市の課題

- 社会参加と生きがいづくり、支援の担い手づくり
- 高齢化のさらなる進行に対するリスクへの対応
- 介護サービスの着実な提供と介護給付の適正化
- 医療と介護の両方のニーズを持つ在宅高齢者への支援
- 在宅での暮らしを支える生活支援ニーズへの対応
- 認知症への対応、予防と早期発見
- 認知症高齢者及びその家族介護者への支援
- 相談支援の充実と地域ケア会議の充実によるネットワークの構築
- 介護人材の確保と定着、そして資質の向上
- 心身の状態やニーズに応じた住まいの確保

課題を抽出するにあたり、高齢者に対して日常生活を送るうえでの課題についてのアンケート調査、また、介護保険事業者等に対して事業所が抱える課題についてのアンケート調査を行いました。

## 4 目指すべき市の姿と施策の体系

### ● 本計画の基本理念 ●

一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

本計画の名称「えたじま いけいけ 百年プラン」

【基本目標】 私らしい江田島暮らし（地域居住）の実現

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム推進のための5つの取組（基本施策）

